

葛飾区監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年度第3回定期監査（出先機関等）の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年5月25日

葛飾区監査委員	坂井保義
同	向江壽美恵
同	秋家聡明
同	下山しんいち

## 令和7年度第3回定期監査（出先機関等）の結果に基づき 講じた措置について

### 【指摘事項】

契約事務を適正に行うべきもの

#### ア 過年度支出等

令和6年度「高齢者の低栄養防止事業委託料(1月～3月分)(単価契約)」(1,891,540円)について、請求書の内容確認を怠り、誤った金額(1,635,520円)で支払った。出納閉鎖後(6月30日)、一部業務の記載が漏れていることにより支払額が過少であったことが判明したため、本来支払うべき未払い分(256,020円)を令和7年度予算で支払った。

地方自治法第208条により、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は、当該年度に支出すべきものである。また、「支出命令発行時の調査事務について」(平成22年5月31日付け22葛会第52号会計管理課長通知)に基づき、適正な事務処理を行い、請求書を受領した際は、請求内容について確認し、不適切な事務等が発生しない処理手順及びチェック体制を構築されたい。また、受注者に対しては、請求書の内容を確認した上で提出するよう指導されたい。

(健康推進課)

### 【講じた措置】

本件は執行委任を受けて実施する事業であり、課を超えて事務処理を行っている。そのため、複数の課で受注者からの実績報告を受けていた。支出にあたり、関係課との事務の連携が不十分であったことにより、請求額と実績の相違について、確認が徹底できていなかったことが主たる原因である。

本事案の発生を受け、関係課と事務フロー図を改めて作成し、相互の連携手順について見直しを行った。さらに、定めた手順の徹底のため、四半期ごとの請求の際、作成した事務フローを実施したか確認するチェックリストを用いて再発防止に努めることとした。また、受注者に対しては、請求漏れが再度起こることのないよう、請求項目を明確に確認できる参考書式を区で作成し、請求書の例として使用することとした。

(健康推進課)

## 【指摘事項】

契約事務を適正に行うべきもの

### イ 支払手続の遅延による遅延利息（損害賠償）の支払

令和7年度「葛飾区産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）業務委託（単価契約）」①4月分（126,000円）、②5月分（591,000円）について、請求に基づく支払手続を遅延し、請求日から①63日後、②48日後に支払っており、それぞれ遅延利息を①200円、②700円支払った。

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」により、遅延利息を支払うに至っており、法律等の趣旨に反する不適切な事務処理である。請求があった際は、速やかに支払手続を行われたい。

（青戸保健センター）

## 【講じた措置】

本件は、事務担当者の失念及び、事務処理チェック体制に問題があったことから、支払い手続きを遅延したものである。

事務処理担当者には、支払遅延の防止及び支払処理の迅速化に関する旨の通達（平成30年2月13日付け）の再確認及び今回の不適切事例の再発防止を主題とした契約の研修を令和7年10月に実施し、契約から支払いまでの手続きの流れを職員全体で確認し、以降適切な事務処理を確実に実施することを徹底した。

今後の会計事務については、管理監督職が事務担当者に対して、予算執行管理表を活用し、定期的に執行状況の確認を行うとともに、各業務の進行状況を明確にして、徹底した進行管理を行う。

また、事務処理の進捗状況については、担当者個人がデータファイルに状況が分かるように記録していたが、他の職員と十分に共有されていなかったため、一目で誰も見られる状態にし、担当職員が不在の場合でも、業務が滞ることがないように共有体制を整えることで、支払手続きの遅延防止に努める。

（青戸保健センター）